



## 米国税関国境取締局 輸送機関リエゾン事務局 CLP

2015 年

CLP@dhs.gov

### 入国要件に関する重要なお知らせ グアム-北マリアナ諸島連邦ビザ免除プログラム

米国移民法はグアムと北マリアナ諸島連邦(CNMI)に適用され、指定国籍の渡航者はグアム-北マリアナ諸島連邦ビザ免除プログラム(GCVWP)を利用して米国非移民ビザなしでグアム-北マリアナ諸島連邦への入国申請が可能になります。グアム-北マリアナ諸島連邦ビザ免除プログラム申請者は以下の条件全てを満たす事によってビザなしで航空機への搭乗が可能です。

- グアム-北マリアナ諸島連邦ビザ免除プログラム参加航空会社の航空機で到着する。
- 旅行者は**グアムまたは北マリアナ諸島連邦(CNMI)**へのみの渡航で、短期商用/観光目的の**45日以内**の滞在である。また現地で雇用されたり、労働に従事しない。
- 払戻不可、譲渡不可で、出国日が入国した日から**45日**を超えないことが確認できる往復の航空券を所持している。
- 全ての項目に記入され、署名済みのグアム-北マリアナ諸島ビザ免除プログラムフォーム [上 736](http://forms.cbp.gov/pdf/cbp_form_i736.pdf)([http://forms.cbp.gov/pdf/cbp\\_form\\_i736.pdf](http://forms.cbp.gov/pdf/cbp_form_i736.pdf))を所持している。
- 以下の国籍市民で同国から発給された機械読取式パスポートを所持している。

オーストラリア、ブルネイ、香港\*、日本、マレーシア、ナウル、ニュージーランド、パプアニューギニア、シンガポール、韓国、台湾\*\*、イギリス、

ロシア\*\*\* (2012年1月15日より新規追加)

\*香港-「海外居住の英国国民」あるいは特別行政区(SAR)渡航文書の所持者と明示している英国発行の旅券を所持している元植民地香港市民を含む。それらの二冊の渡航文書は香港IDカードとの併用が必要です。

\*\*台湾-以下の条件を満たす台湾国籍の渡航者にのみ適用: 1). 台湾発でグアムまたは北マリアナ諸島連邦への直行便で渡航する。2). 台湾国外務省から発給された台湾国IDカードと有効な再入国許可証が添付された台湾国パスポートを所持している。

\*\*\*2012年1月15日より施行; ロシア国籍旅行者には上記の条件を満たし、国際民間航空機関(ICAO)に準拠した有効な機械読取式パスポートを所持する場合、グアムビザ免除プログラムを利用する資格があり、北マリアナ諸島に追加してグアムへの臨時入国許可が適用されます。